

プレスリリース

令和2年3月2日

総務管理課（内線2255）

新型コロナウイルスにかかる県有施設利用料金の取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、県では、多くの人が集まるイベント開催の中止、延期または規模縮小を要請しております。今回の県内での感染者発生を踏まえて、イベントやコンサート、会合等（以下、会合等）中止の際の県有施設（県直営・指定管理）の利用料金について、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

- 新型コロナウイルス感染予防・拡大防止を理由に会合等が中止された場合、利用料金を徴収しない。（前納された利用料金は還付する。）

※当面、開催日が2月26日から3月31日までの会合等が対象。
（県内の感染拡大状況等によっては延長を検討。）

【参考】

- ・ 県有施設の利用料金については、各施設の管理条例に基づき、原則として「前納」で収受後は「還付しない」こととなっている。

（お問合せ先）

愛媛県 総務部 総務管理局

総務管理課 黒田(3001)、神尾(3088)

電話：089-912-2255